

淡路市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を奨励するため、奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を交付し、もって産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に定める施設をいう。
- (2) 事業所の新設 本市に事業所を有しない者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）の計画期間内に、市内に新たに事業所を設置すること、又は本市に事業所を有する者が、既存する事業所の活動を継続し、市内に新たに事業所を設置することをいう。
- (3) 事業所の拡張 本市に事業所を有する者が、同意基本計画の計画期間内に既存する事業所の規模を拡大することをいう。
- (4) 事業者 事業所の設置を行う者をいう。
- (5) 投下固定資産総額 同意基本計画の計画期間内に、事業者が事業所の新設又は拡張のため取得した家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意基本計画の計画期間内に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計をいう。
- (6) 従業員 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者であること。
 - イ 事業所を新設し、又は拡張した事業者において、当該事業を開始した日の属する年度の前年度以後に新たに雇用し、当該雇用した日から起算して1年を経過した日においても継続して雇用している常時雇用する者であること。
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。

エ 雇用期間の定めのない者であること。

オ 賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと。

(奨励金等の種類等)

第3条 市長は、次条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励金等を予算の範囲内で交付することができる。

(1) 立地奨励金 事業者から賦課徴収した固定資産税（事業所の拡張の場合は増加分）を限度として、交付する。

(2) 雇用奨励金 事業者が雇用した従業員1人につき1回限り10万円を乗じて得た額を交付する。ただし、雇用奨励金の額は、1,000万円を限度とする。

(3) 明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金 規則に定める対象経費の合計額に対して、事業者が申告納付した法人市民税（事業所の拡張の場合は増加分）を限度として、交付する。

(4) 下水道使用料に対する助成金 事業者が当該事業を開始した日以後に使用した下水道使用料（事業所の拡張の場合は増加分）1立方メートルにつき50円を乗じて得た額を交付する。ただし、下水道使用料に対する助成金の額は、500万円を限度とする。

2 前項第1号、第3号又は第4号の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業者の指定)

第4条 前条に規定する奨励金等の適用を受けることができる事業者は、事業所を本市の産業の振興及び雇用の促進に寄与するものとして、市内に設置し、当該事業の内容等が、別表の奨励金等の種類欄に掲げる区分ごとに定める事業者の指定の要件を全て満たす者のうち、市長が適当と認める者について指定するものとする。

(奨励金等の交付の時期及び期間)

第5条 奨励金等は、事業者が事業所を新設し、又は拡張し、当該事業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課された年度の翌年度以後に交付する。

2 奨励金等の交付期間は、別表に定めるところによる。

(指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする事業者は、市長に申請しなければならない。

(指定の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、指定の可否を決定しなければならない。

(指定の変更申請)

第8条 指定事業者は、当該指定を受けた事業内容を変更しようとするときは、市長に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更について準用する。

(指定の取消し)

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により指定を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (3) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(指定の承継)

第10条 指定事業者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、当該事業所において、事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出て、当該指定の承継を受けることができる。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(便宜の供与)

第12条 市長は、指定事業者に対し、奨励金等を交付するほか、事業所の新設又は拡張に必要な土地のあっせん、従業員の確保に関する協力その他企業立地に必要な便宜を供与することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

(下水道使用料に対する助成金における投下固定資産総額の特例)

- 3 下水道使用料に対する助成金における第2条第5号の規定の適用については、同号中「1年以内」とあるのは、「事業者が当該事業を開始する日まで」とする。

附 則 (平成26年3月28日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(淡路市企業立地促進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の淡路市企業立地促進条例の規定により指定の決定を受けた事業者に対する奨励金等の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(淡路市企業立地促進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の淡路市企業立地促進条例の規定により指定の決定を受けた事業者に対する奨励金等の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条、第5条関係)

| 奨励金等の種類 | 事業者の指定の要件 | | | 奨励金の交付期間 |
|---------|-------------|----------------|-----------|----------|
| | 事業の内容に関する要件 | 投下固定資産総額に関する要件 | 従業員に関する要件 | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------|--|--|-----------|--|
| 立地奨励 金 | 製造業、電気・ガス・熱 供給業、情報通信業、運 輸業、宿泊業、教育、学 習支援業、医療業、老人 福祉・介護事業、自然科 学研究所、サービス業、 指定業種 | 投下固定資産総額 1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内(淡路市過疎 地域における固定資 産税の課税免除に関 する条例(令和3年淡 路市条例第19号)又は 淡路市過疎地域にお ける固定資産税の課 税免除に関する条例 (平成17年淡路市条 例第92号)附則第4項 の規定によりなお効 力を有することとさ れた失効前の同条例 (以下これらを「過疎 減免条例」という。) の規定による固定資 産税の課税免除の適 用を受けたものを除 く。) |
| | 承認地域経済牽(けん) 引事業者が行う事業、指 定業種 | 投下固定資産総額 5,000万円を超え1 億円以下の者(市内 に事業所を有する 者であって、備考2 に規定する業種以 外の業種の者に限 る。) | | |
| | | 投下固定資産総額 1億円を超える者 | 従業員数10人以上 | 淡路市地域経済牽引 事業の促進による地 域の成長発展の基盤 強化のための固定資 産税の課税免除に関 する条例(平成25年淡 路市条例第28号)又は 過疎減免条例の規定 による固定資産税の 課税免除の適用を受 |

| | | | | |
|--------------------------------|--|-------------------|-----------|----------------|
| | | | | けた期間の翌年度から2年以内 |
| 雇用奨励金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、指定業種 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 |
| 明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金 | 製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、指定業種 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種 | 投下固定資産総額1億円を超える者 | 従業員数3人以上 | 3年以内 |
| | | 投下固定資産総額5億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 5年以内 |
| 下水道使用料に対する助成金 | 承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種（新たに5ヘクタール以上の土地を取得し、かつ、年間の下水道を使用 | 投下固定資産総額10億円を超える者 | 従業員数20人以上 | 30年以内 |

| | | | | |
|--|----------------------------|--|--|--|
| | する量が50,000立方メートルを超える者に限る。) | | | |
|--|----------------------------|--|--|--|

備考

- 1 市内に事業所を有している者（承認地域経済牽引事業者に対する立地奨励金の場合を除く。）にあつては、事業者の指定の要件のうち、投下固定資産総額に関する要件の欄中「1億円を超える」とあるのは、「5,000万円を超える」とする。
- 2 承認地域経済牽引事業者の業種が省令第2条第1号に規定する農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては、事業者の指定の要件のうち、投下固定資産総額に関する要件の欄中「1億円を超える」とあるのは、「5,000万円を超える」とする。
- 3 新たに5ヘクタール以上の土地を取得し、かつ、投下固定資産総額が10億円を超える者にあつては、立地奨励金のうち、奨励金の交付期間の欄中「2年以内」とあるのは、「4年以内」とする。
- 4 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）による大分類Eに属する業種（指定業種を除く。）をいう。
 - (2) 電気・ガス・熱供給業 日本標準産業分類による中分類33から35までに属する業種をいう。
 - (3) 情報通信業 日本標準産業分類による大分類Gに属する業種をいう。
 - (4) 運輸業 日本標準産業分類による中分類44、45又は47に属する業種をいう。
 - (5) 宿泊業 日本標準産業分類による中分類75に属する業種（指定業種を除く。）をいう。
 - (6) 教育、学習支援業 日本標準産業分類による小分類816、817、821又は822に属する業種をいう。
 - (7) 医療業 日本標準産業分類による小分類831から834までに属する業種をいう。
 - (8) 老人福祉・介護事業 日本標準産業分類による小分類854又は855に属する業種をいう。
 - (9) 自然科学研究所 日本標準産業分類による小分類711に属する業種をいう。
 - (10) サービス業 日本標準産業分類による細分類9294に属する業種をいう。
 - (11) 指定業種 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

第23条に規定する業種をいう。

- (12) 承認地域経済牽引事業者 法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた事業者をいう。